

会津若松市防犯カメラ設置等補助金の交付等に関する要綱

(令和8年3月27日決裁)

(趣旨)

第1条 犯罪の発生防止による地域の安全を確保するため、防犯カメラを設置（以下「設置等」という。）する町内会等に対して、予算の範囲内において会津若松市防犯カメラ設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 会津若松市区長等に関する規則（昭和30年規則第16号）第1条第2項の規定により定められた地区及びその他一定の区域に住所を有する者をもって構成される団体であって、地域的な共同活動を行うものをいう。
- (2) 防犯カメラ 補助金の交付の目的のため、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件を備えた町内会等とする。

- (1) 営利を活動の目的としていないこと。
- (2) 申請者の所属する町内会等の代表者（町内会等の組織の決定権を有する役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者及び暴力団と社会的に非難されるべき関係を持たない者であること。

(補助対象となる防犯カメラ)

第4条 補助金の交付対象となる防犯カメラは、次の各号のすべてに適合する防犯カメラとする。

- (1) 補助対象団体が所有する防犯カメラで、補助対象団体により整備、運用及び利用され、市民の防犯に寄与するものであること。
- (2) 防犯カメラの設置等を行うこと又はこれらに要する費用について、町内会等の総会等で同意が得られていること。
- (3) 住居や事業所の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民や事業者等の同意が得られていること。
- (4) 「会津若松市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（令和7年1月20日作成）」に沿った防犯カメラ設置・運用規程が整備されていること。

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付対象となる防犯カメラが他の補助制度の対象となっている場合にあっては、この補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、当該防犯カメラの保守及び電気料金、修繕等の維持管理に伴い生じる経費は除くものとする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置、保護カバー等の機器の購入及び設置工事に要する経費
- (2) 防犯カメラの設置を明示する表示板等に要する経費

(補助金額)

第7条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額であって、かつ、1補助対象団体につき20万円を上限とする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、補助金の申請をする前に、市長に対し、事前協議を行うものとし、事前協議は、会津若松市防犯カメラ設置等補助金事前協議書(第1号様式)を用いて行うものとする。

(申請書類)

第9条 規則第4条第1項の申請書は、会津若松市防犯カメラ設置補助金交付申請書(第2号様式)とする。

2 規則第4条第2項第3号に規定する別に定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 事業計画書(第3号様式)
- (2) 収支予算書(第4号様式)
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 設計図
- (5) 建築箇所見取り図
- (6) 第4条第4号に規定するガイドラインに沿った防犯カメラ設置・運用規程
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付する書類の部数は、1部とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、会津若松市防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書(第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、会津若松市防犯カメラ設置等補助金不交付決定通知書(第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、規則第9条の規定により、防犯カメラの設置等の内容その他申請に係る事項を変更しようとするとき又は防犯カメラの設置等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく会津若松市防犯カメラ設置等補助金内容変更・中止(廃止)申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請内容が適当であると認めるときは、遅滞なく決定者に、会津若松市防犯カメラ設置等補助金内容変更・中止(廃止)承認決定通知書(第8号様式)により通知する。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告は、会津若松市防犯カメラ設置等補助金実績報告書（第9号様式）により、以下の書面を添付し、行うものとする。

- (1) 収支精算書（第10号様式）
- (2) 領収書の写し
- (3) 竣工前及び施工後の写真
- (4) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、会津若松市防犯カメラ設置等補助金確定通知書（第11号様式）により当該決定者に対し通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 前条の確定通知を受けた決定者は、会津若松市防犯カメラ設置等補助金交付請求書（第12号様式）により、すみやかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、決定者が補助金の交付の決定内容若しくはこれに付された条件又は規則若しくはこの要綱の規定に違反したときは、規則第16条及び第17条の規定により、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金を交付している場合にあっては、当該補助金の全部又は一部を、会津若松市防犯カメラ設置等補助金返還命令書（第13号様式）により返還を命ずるものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等決定者の責めに帰すべきでない事由により防犯カメラを処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(財産処分の制限)

第16条 規則第18条ただし書の市長が定める期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間とし、当該期間においては、補助金交付の目的に反して防犯カメラを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に設置等を行う防犯カメラについて適用する